

屋外広告物登録管理規定

2006年5月22日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

屋外広告物登録管理規定

中華人民共和国国家工商行政管理総局指令（第 25 号）

「屋外広告物登録管理規定」は、中華人民共和国国家工商行政管理総局の局内会議で改正を決定し、現在公布する。2006 年 7 月 1 日から施行される。

局長 王衆孚

2006 年 5 月 22 日

屋外広告物登録管理規定

第一条 屋外広告物の登録管理を規制し、屋外広告物の健全な発展を促進するため、「中華人民共和国広告法」、「中華人民共和国行政許可法」および「広告管理条例」などの法律、行政法規に基づいて、本規定を定める。

第二条 本規定が述べる屋外広告物とは、屋外の場所、空間、設備などに発表されている広告を指す。

本規定が述べる屋外広告物の発表者とは、他人のために屋外広告物を発表する企業を指し、屋外広告物の発表により自社または自己の宣伝を行う企業または個人も含む。

第三条 屋外広告物の発表者は屋外広告物を発表する際、本規定に基づいて工商行政管理機関に申請登録を行い、工商行政管理機関の監督管理を受けなければならない。法律、法規と規則は、登録の前に関連部門の審査を得ることを定めており、まず関連する審査手続きを行わなければならない。

第四条 屋外広告物は、発表する地域の県級以上の工商行政管理機関で登録管理する。

国家工商行政管理総局は、全国の屋外広告物の登録管理業務の指導と調整の責任を担う。

省、自治区、直轄市の工商行政管理機関は、管轄区内の屋外広告物の登録管理業務の指導と調整の責任を担う。

県級の工商行政管理機関は、管轄区内の屋外広告物の登録管理業務の責任を担う。

地級以上の市（直轄市を含む）の工商行政管理機関は、管轄区内の屋外広告物で、直接登録管理をする必要があると思われるものに対して、直接登録管理をすることができる。

第五条 以下に挙げる広告は、本規定に基づいて工商行政管理機関に屋外広告物登録の申請を行い、「屋外広告物登録証」を取得しなければならない。

（一）屋外の場所、空間、設備を利用して、掲示板、電子ディスプレイ装置、照明広告、ネオンサインによって発表する広告物。

（二）交通道具、水上に浮かぶ物、上空に上がる器具、気球、模型の表面

に描く、貼る、掛ける広告物。

(三) 地下鉄設備、都市鉄道設備、地下道および駅、埠頭、空港の待合室の内外に設置する広告物。

(四) 法律、法規と国家工商行政管理総局が登録を定めるその他の形式の屋外広告物。

その企業の登録住所および合法的な経営場所の法定管理地に設置したものの、その企業名、標識、経営範囲、法定代表者（責任者）、連絡方法に対する宣伝のために独自に設立した屋外広告物は、工商行政管理機関への屋外広告物登録の申請をする必要はない。地方法規規則に別の規定がある場合を除く。

第六条 屋外広告物の登録を申請する際には、以下の条件を満たさなければならない。

(一) 屋外広告物の発表者は、申請事項と一致した主体資格を取得している。

(二) 屋外広告物が宣伝する商品とサービスは、広告主の経営範囲あるいは業務範囲と一致している。

(三) 屋外広告物の発表者は、関連する屋外広告物の媒体の使用権を有している。

(四) 広告物の発表地点、形式は、地域の人民政府の屋外広告物の設置計画の要求にかなっている。

(五) 屋外広告物の内容は、法律、法規の規定にかなっている。

(六) 規定に基づいて関連する行政主管部門の認可を得なければならない場合、当事者はすでに関連する審査手続きを行っている。

(七) 法律、法規と国家工商行政管理総局が規定したその他の条件。

第七条 屋外広告物の登録事項は以下のものを含む。

(一) 屋外広告物の発表者名。

(二) 屋外広告物を発表する地点および具体的な位置。

(三) 屋外広告物の発表期間。

(四) 屋外広告物の形式、数量および規格。

(五) 屋外広告物の内容。

工商行政管理機関が登録を許可した屋外広告物の発表期間は、申請者が使用する屋外広告物の媒体の合法的な使用期間を超えてはならない。

第八条 屋外広告物の登録申請は、屋外広告物の発表者が、法律に基づいて証明書類を検査し、広告物の内容を確認し、第六条が規定する申請登録の条件にかなうことを確認した後、屋外広告物の発表地の工商行政管理機関に提出する。

交通機関など流動的な媒体を利用して屋外広告物を発表する際の登録申請は、屋外広告物の発表者が、前項で規定した審査義務を履行した後、交通機関など流動媒体の使用企業の所在地の工商行政管理機関に提出する。

第九条 屋外広告物の発表者が屋外広告物の発表の登録を申請する際は、以下の申請書類を提出しなければならない。

- (一) 「屋外広告物登録申請表」。
- (二) 屋外広告物の発表者と広告主の営業許可書、あるいは同等の法律効力を持つ経営資格証明書類。
- (三) 屋外広告物を発表する場所、あるいは設備の使用権証明。その場所、あるいは設備の財産権証明、使用合意書などを含む。
- (四) 屋外広告物の見本。
- (五) 法律、法規と国家工商行政管理総局が規定する、提出が必要なその他の書類。

屋外広告物の発表を委託された者は、委託者が締結した屋外広告物の発表の委託契約書、委託者の営業許可書、あるいは同等の法律効力を持つ経営資格証明書類を提出しなければならない。

広告物の形式、場所、設備など屋外広告物の発表に使用されるもので、国家あるいは地方政府の規定に基づいて、政府の関連部門の認可を得る必要があるものは、関連部門の認可書類を提出しなければならない。

法律、法規と規則が審査を必要と規定した広告物を発表する際には、関連する認可書類を提出しなければならない。

第十条 屋外広告物の発表期間、形式、数量、規格あるいは内容を変更する必要がある場合は、屋外広告物の発表者は登録を行った機関に、以下の申請登録変更の申請書類を提出しなければならない。

- (一) 「屋外広告物変更登録申請表」
- (二) 元の「屋外広告物登録証」
- (三) 本規定の第九条が規定した、変更事項と関連する書類。

第十一条 屋外広告物の発表者、屋外広告物の発表地点および具体的な位置を変更する必要がある場合は、屋外広告物の発表者は登録を行った機関に「屋外広告物登録証」を返却し、第四条、第五条、第八条、第九条の規定に基づいて、新たに屋外広告物の登録を申請する。

第十二条 工商行政管理機関は、屋外広告物の発表者が提出した申請書類について、法律に基づいて書面審査を行わなければならない。申請書類が不完全、あるいは法定の形式にかなっていない場合は、その場で、あるいは5日以内に一度、申請者に補正が必要な全内容を通知しなければならない。申請書類が完全で法定の形式にかなっている場合は、受理通知書を準備し、受理日から7営業日以内に決定を下す。規定にかなったものに対しては、登録を許可し、「屋外広告物登録証」を公布する。規定にかなわないものに対しては、登録を許可せず、書面で理由を説明する。

第十三条 屋外広告物の発表者は、工商行政管理機関が許可した登録事項に基づいて屋外広告物を発表しなければならない、変更登録あるいは新たな登録を行っていないものは、無断で変更してはならない。

第十四条 屋外広告物の発表者は、「屋外広告物登録証」を取得した後、状況が変化し、本規定の第六条の条件を満たさなくなった場合は、屋外広告物

の発表を停止しなければならず、登録機関は「屋外広告物登録証」を取り消す。

第十五条 工商行政管理機関の審査登録を経た屋外広告物は、右下角に「屋外広告物登録証」の登録証番号を明記しなければならない。ただし、登録証番号を明記するのに適さない屋外広告物については、登録機関の認可を得ていれば、明記しなくてもよい。

第十六条 いかなる企業また個人も、偽造、書き直し、賃貸し、貸し出し、転売あるいはその他の形式で、「屋外広告物登録証」の譲渡を行ってはならない。

第十七条 工商行政管理機関は、屋外広告物に対する日常的な監督検査を強化しなければならず、法律に基づいて違法屋外広告物の取り締まりを行わなければならない。

屋外広告物の発表者および関連する当事者は、工商行政管理機関の監督検査を受けなければならず、真実を隠蔽したり、偽りの書類を提出したりしてはならない。

第十八条 第五条、第十一条の規定に違反し、登録せずに無断で屋外広告物を発表した企業や個人に対しては、工商行政管理機関は違法所得を没収する。また、3万元以下の罰金を科し、期限を定めて登録手続きをさせる。期限を過ぎても登録手続きをしない者に対しては、発表の停止を命じる。

第十九条 偽りの書類を提出したり、その他の詐欺的な手段で「屋外広告物登録証」を取得したりした者に対しては、登録機関は改正を命じ、3万元以下の罰金を科す。状況が深刻な場合は、登録証を取り消す。

第二十条 第十条の規定に違反し、無断で規格を変更して屋外広告物を発表した者に対しては、登録機関は改正を命じる。審査登録に基づかない発表期間、形式、数量あるいは内容の屋外広告物に対しては、改正を命じ、5,000元以下の罰金を科す。状況が深刻な場合は、改正を命じ、3万元以下の罰金を科す。

第二十一条 すでに登録を済ませた屋外広告物で、第十五条が規定した右下角に屋外広告物登録証番号を明記していないものに対しては、登録管理機関は改正を命じ、1,000元以下の罰金を科す。

第二十二条 第十六条の規定に違反し、偽造、書き直し、賃貸し、貸し出し、転売あるいはその他の形式で「屋外広告物登録証」の譲渡を行ったものに対しては、登録管理機関は「屋外広告物登録証」を返上させて無効とし、3万元以下の罰金を科す。

第二十三条 工商行政管理機関の職員が、屋外広告物の登録管理の過程で職責を軽んじたり、職権を濫用したり、不正行為をしたりした場合は、行政処

分に処す。犯罪とみなされる場合は、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第二十四条 「屋外広告物登録証」の様式、屋外広告物登録の文書様式は、国家工商行政管理総局が制定する。

第二十五条 屋外広告物の登録の実施手順については、本規定の具体的な規定を適用するほかに、「行政許可法」で行政が許可した実施手順の一般規定を守らなければならない。

第二十六条 本規定は 2006 年 7 月 1 日から施行される。1995 年 12 月 8 日に国家工商行政管理局が公布した第 42 号、1998 年 12 月 3 日に国家工商行政管理局が「屋外広告物登録管理規定」を修正した第 86 号は、同時に廃止される。国家工商行政管理総局のその他の規定、規範的な文書中の規定で本規定に抵触するものは、同時に廃止される。